

4月18日 国相手の大飯原発運転停止を求める裁判(大阪高裁) 第9回口頭弁論 国、関電の準備書面はこれまでの主張を繰り返す

破砕帯：三次元地震探査の必要なし

地震動：「ばらつき」の上乗せ必要なし

裁判長が交代したため、原告は次回法廷で更新弁論を要望

次回第10回法廷：2025年7月18日（金）14:15

口頭弁論後の報告・交流会

4月18日、国を相手とする大飯原発3・4号の運転停止を求める裁判（大阪高裁）の第9回口頭弁論が、大阪地裁202号法廷で行われた。原告側は約50名が参加した。

前回の原告の準備書面への反論として国は第22準備書面を、関電は準備書面（5）を提出した。

（お断り：前回法廷での裁判長の「14時15分開始」の発言を聞き、今回法廷を14時15分開始と案内しました。しかし、実際には法廷開始は14時になっていました。このため、数名の方が入廷できなかったことに対し、お詫びします。）

◆法廷：国と関電が準備書面を提出。原告は、次回に更新弁論を要望

冒頭、原告側冠木弁護士が、裁判長が交代したことから更新弁論はどうなるのか尋ねた。

裁判長は、これについては法廷後の進行協議で扱うと述べ、その後、通常通り、国と関電の提出書面を確認した。次に、法廷後の進行協議（非公開）は14時40分から開始すると述べ、最後に「次回法廷は7月18日14時15分から」と確認して、わずか5分ほどで閉廷した。

原告・支援者は報告・交流会の会場に移動した。進行協議参加の弁護士、原告2名が到着するまでの間、交流会を開始し、到着後報告会に切り替えた。以下、報告会、交流会の順に報告する。

◆報告会：進行協議の紹介で、大詰めを迎えている状況の説明

進行協議は約40分間行われ、終了後に弁護士等が到着し、報告会が始まった。

▼冠木弁護士が、法廷とその後の進行協議の内容を紹介した。国と関電の書面は、破砕帯調査で三次元地震探査の必要がないこと、さらに地震動評価では、「ばらつき」の上乗せの必要はないというもので、これまでの主張を繰り返すものだ。原告は次回法廷前に反論の準備書面を出す。

新しい裁判長に交代したので、原告側として、次回法廷で地震動の更新弁論としてプレゼンをしたいと要望した。これについては協議し、その結果を伝えるとのことだった。

進行協議は、7月18日の次回の法廷後にも実施し、9月以降にももたれる。裁判長は「終結を見据えた上で」と述べているように、裁判は大詰めを迎えている。

次に谷弁護士から、新しい裁判長について紹介があり、川畑裁判長はフジ住宅裁判で大阪高裁の陪席として原告勝訴の判決に関わっているとのことだった。

続いて進行協議に参加した原告から発言があった。裁判官から、国が主張する活動ステージと地層の年代等に関する問いがあり、次回進行協議で国が説明することになった。

進行協議について「参加人数はどれくらいか」「広い部屋にして欲しい」等の質問、意見が出た。

▼最後に、国の第22書面について事務局等が紹介した。

破砕帯について国と関電は、これまで通り、原告が求める三次元反射法地震探査は地質審査ガイドでは要求されていないとして必要性を否定した。

しかしガイドでは、地盤の変位の調査でも、敷地内及び敷地近傍の調査において反射法地震探

査（二次元や三次元）等の地球物理学的調査による確認が必要と規定されている。大飯原発敷地内は、F-6 をはじめ多くの破碎帯が存在し、地盤が変位する可能性が高い地形、地質である特性を考慮すると、最新の知見を踏まえて、安全側に評価するためには二次元ではなく三次元の反射法地震探査が必要だ。

地震動について国は、原告が関電の計算方法に基づいて、短周期領域の地震動レベルが地震モーメントの $1/3$ 乗に比例するという結論を示したことは認めている。（この場合、経験式の有する「ばらつき」の考慮として1標準偏差を考慮すると、地震モーメント M_0 は 2.41 倍となり、短周期の地震動レベルは 1.34 倍となる。）ところが、国は「推本レシピに従った計算によれば、それらが（地震モーメント及び平均すべり量が）、短周期領域の地震動に影響を及ぼすアスペリティの総面積とアスペリティの応力降下量に影響を及ぼすことはない」と述べて、「ばらつき」の上乗せをしても短周期の地震動はほとんど変わらない、としている。しかし原告は、「ばらつき」を考慮すれば、レシピの想定でも、短周期の地震動が大きくなることを示しているので、何ら反論になっていない。

◆交流会：乾式貯蔵施設を巡る新たな状況、関西と福井の連携した取り組みの紹介と議論

交流会では、まず乾式貯蔵を巡る新しい状況の紹介があった。規制委が高浜原発の乾式貯蔵に関する事実上の合格書「審査書案」を了承した。4月25日までのパブコメ後、5月には「審査書」が確定し、5月中旬以降、建設の事前了解が焦点となる見込みだ。他方、フランスでのMOX使用済燃料の再処理実証試験に伴う返還高レベル廃棄物の受入れ先が決まっていないことが表面化した。



続いて、この間の避難計画を案ずる関西連絡会の自治体への申入れ等の取り組みと、福井からの報告があった。

▼1月30日綾部市申入れと議員との懇談を踏まえ、3月7日綾部市議会で、保守系市議が、82%の市民が乾式貯蔵施設を知らないというアンケート結果に基づき質問した。市は「住民の関心が高いため、住民説明会の開催を関電に求める」と答弁した。この質疑の音声を流し紹介された。

▼4月17日福井県民会議が福井県へ申入れし、住民説明会の開催や立地以外の自治体の意見も聞くことを求めた。綾部市の答弁を紹介したが、県は「説明は国、事業者がするもの」と硬直した姿勢だった。一方、若い県議が誕生しているので、今後、働きかけが重要とのことだ。

▼4月11日福井県申し入れで、福井県はフランスからの返還廃棄物の受け入れ先が決まっていないことについて、「現在まで説明を受けていないし、県からも問い合わせしていない」と回答した。これで新工程表に実効性があるとしているのは無責任すぎると批判した。事前了解について県は、国の審査書が確定した後、県議会、立地自治体、安管協、県原子力安全専門委での議論を踏まえ、総合的に判断すると述べた。県議等に、返還廃棄物の問題などを知らせて、事前了解反対を訴えていこう、住民説明会の開催を求めていこうと呼びかけた。参加者から、返還廃棄物について「福井県が国や事業者任せにしているのはおかしい」等の意見が出た。

終わりに、「え？原発廃材でフライパン？」のチラシが紹介された。また、4月17日には経産省の「使用済燃料対策推進協議会」が開かれ、核燃料サイクルの推進等について電力会社との会合がもたれたこと等の報告もあった。

法廷内外の取り組みを一層強めていこう。次回法廷に多数の参加を呼びかけていこう。

◎裁判の書面一式 <https://x.gd/XwKPr>